

資料 3 - 1

この施策については、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」にあたるもので、114項目の設定を行っている。

各施策の実施状況や評価については、昭島市障害福祉計画策定等庁内検討委員会委員や施策に係る所属の職員により行っており、評価結果については、実施により有効・概ね有効と評価した施策が約87%（99施策）、実施しているが課題が残るや利用実績がない施策が約10%（12施策）、一部実施や未実施の施策が約3%（3施策）となっている。

施 策 名			施策数	評価結果							備 考	
				A A	A	B	C	D	E	F		計
ともに支え合う 共生のまち	相談支援体制と情報提供の充実	相談支援体制の充実	7	2	1	3	1				7	
		情報提供の充実	5	1		3			1		5	
		理解促進・広報啓発活動の充実	4			3				1	4	
	権利擁護の推進	差別解消及び権利擁護の推進	5			5					5	
		保健・医療サービスの充実	地域医療体制の推進	2	1		1					2
			医療費助成	4		4						4
子どもを健やかに育むまち	障害のある子どもへの支援	早期発見と保健相談支援	6	2	2	2					6	
		療育支援	7		4	3					7	
	特別支援教育・インクルーシブ教育の推進	支援を必要とする児童・生徒への教育の推進	7	1		6					7	
自分らしく暮らせるまち	暮らしを支えるサービスの充実	訪問系サービスの提供	5		4			1			5	
		日中活動系サービスの提供	5	1	4						5	
		居住系サービスの提供	4		3	1					4	
		その他のサービスの提供	6	2	1	2		1			6	
	経済的支援の実施	障害年金・手当等の支給	7		6	1					7	
		雇用・就労の支援	雇用の促進と就労機会の拡大	5	1		1	3				5
	福祉的就労の充実		4		4						4	
	工賃水準の向上		3			3					3	
	社会参加の促進		4			3				1	4	
		意思疎通支援の充実	4	1		1	1	1			4	
		外出支援の推進	10		2	6		2			10	
安全・安心に暮らせるまち	安全・安心体制の確保	安全・安心体制の確保	3			2	1				3	
		防災対策の推進	3			2	1				3	
	地域福祉の推進	バリアフリー化の促進	1			1					1	
		福祉人材の育成と地域との連携	3		1	2					3	
合 計			114	12	36	51	7	5	1	2	114	
構 成 比			—	10.5%	31.6%	44.7%	6.1%	4.4%	0.9%	1.8%	100.0%	

【実施状況・評価】 AA：実施（有効） A：実施（法令、条例等に基づく事業で有効） B：実施（概ね有効） C：実施（課題等が残る）
D：実施（実施したが利用等実績なし） E：一部実施 F：未実施

障害者福祉計画（平成30年度～令和２年度）の各施策における実施状況一覧

第１節　ともに支え合う共生のまち　１ 相談支援体制と情報提供の充実
（１） 相談支援体制の充実

ＡＡ：実施(有効)　Ａ：実施（法令、条例等に基づく事業で有効）Ｂ：実施(概ね有効)　Ｃ：実施(課題等が残る)
Ｄ：実施(実施したが利用等実績なし)　Ｅ：一部実施　Ｆ：未実施

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
1	相談支援事業	障害のある人やその家族からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活の促進を図るため、市及び３か所の相談支援事業所が連携し、情報提供や権利擁護の対処など、必要な支援を行います。	障害福祉課	社会福祉法人・ＮＰＯ法人に委託し、３か所の事業所で実施した。 （地域活動支援センターでの相談は除く。） 相談件数：　5,546件	ＡＡ	引き続き、市や関係機関、障害福祉サービス事業者などと緊密な連携を図り、一体的・総合的な相談体制の充実を図る。
2	ピアサポート相談事業	相談支援事業所のうち１か所においてピアサポートを引き続き実施し、専門性を備えた障害当事者がカウンセラーとなり、互いの経験・体験を基に、協同的な取組による支援を図ります。	障害福祉課	ＮＰＯ法人に委託し実施した。 相談件数：　1,217件	ＡＡ	引き続き、市や関係機関、障害福祉サービス事業者などと緊密な連携を図り、一体的・総合的な相談体制の充実を図る。
3	精神障害者一般相談事業	通院している精神障害のある人やその家族を対象に、生活、医療、福祉制度などについての相談や助言を行います。また、未治療や治療中断など医療相談やアルコールに関する問題などの専門相談については、保健所と連携を図ります。	障害福祉課	前年度から職員１名を増員し、職員３人・嘱託職員２人（各週３日勤務）の保健師において、原則として午前９時から午後５時まで相談等に対応している。電話や窓口での相談や支援も非常に多く、自宅訪問、医療機関への同行受診やケース会議等にも参加している。 延べ相談人数：　1,074件	Ｂ	引き続き、生活、医療、福祉制度など相談や助言を行うとともに、アルコールなどの専門相談などは多摩立川保健所との連携を図る。
4	身体・知的障害者相談員設置事業	障害のある人の相談に応じるため、市から委嘱された障害当事者や家族が地域における身近な相談員となり、当事者の立場で相談に応じ助言を行います。	障害福祉課	身体障害者相談員１人　相談件数：　24件	Ｃ	知的障害者相談員が不在となり、また身体障害に関する相談件数は減少傾向にあるが、相談員に相談支援部会にも参加していただくなかで、引き続き継続して事業を実施する。
5	計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する際に、計画性を持って適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく相談支援(地域相談支援)事業 令和２年３月末時点でのサービス等利用計画相談実績 サービス等利用計画対象：904人　作成済　904人 100.0％ 障害児支援利用計画対象：273人　作成済　273人 100.0％	Ａ	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。 また、指定特定相談支援事業者や指定障害児相談支援事業者とも相談支援部会等を通じて情報提供や情報共有等に努め、計画相談支援体制等の充実に努める。
6	地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	施設に入所し、又は病院に入院している障害のある人を対象に、地域生活への移行に向け、相談や同行支援（地域移行支援）を実施します。また、地域で居宅生活を行う人への常時連絡体制を確保し、緊急時には、相談対応や訪問等（地域定着支援）を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく相談支援(地域相談支援)事業 延べ利用者数：１人	Ｂ	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
7	地域支援協議会との連携	障害福祉に関する関係機関や当事者、医療、教育、雇用等に関する専門職などが集い、相互の連携や情報を共有し課題を集約する中で、専門部会の活用も図り、地域の実情に応じた障害のある人への支援体制の整備について協議し、地域の課題解決に努めます。	障害福祉課	地域における障害者等への支援体制に関する課題解決に向けて協議会を開催した。また次期障害者福祉計画策定にあたっての地域の課題を整理し、計画にどのように載せていくか協議を行った。 協議会開催回数：４回	Ｂ	引き続き協議会委員や専門部会との相互連携や情報共有、意見交換を行い、地域の課題解決に向けて協議を行う。

（２） 情報提供の充実

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
8	広報紙やホームページなどの活用	広報紙やホームページなど様々な媒体を活用し、わかりやすい表現により、福祉制度や福祉サービスに関する情報の提供に努めます。	広報課	福祉担当課からの原稿をもとに「広報あきしま」に掲載しており、わかりやすい表現となるよう努めた。	Ｂ	表現については主管課にも同様の感覚を持っていたりけるよう、丁寧に調整を行いながら、引き続きわかりやすい表現による情報提供に努める。

（２） 情報提供の充実

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
9	点字版・音声版の広報あきしまなどの発行	視覚障害のある人を対象に、「広報あきしま」と「あきしま市議会だより」の点字版・音声版を発行し、行政情報の円滑な提供を図ります。	広報課	点字広報は毎月１回発行しており、年度末時点の利用者は５人（令和元年度の発行実績は延べ72件）である。このほか、閲覧用として市民図書館にも置いている。 声の広報は、「広報あきしま」の発行（年間21回）に合わせ、全文を音訳したデイジー版を発行しており、年度末時点の利用者は25人（令和元年度の発行実績は延べ580件）である。	A A	継続して利用されており効果はあると判断できるため、引き続き、この事業を行うとともに、利用者からの要望にもできる限りの対応を行う。
			議会事務局	点字市議会だよりは、「市議会だより」にあわせて発行（年間４回、改選年は５回）しており、令和２年３月末現在、３人の利用者に送付するとともに、閲覧用として市民図書館・社会福祉協議会に配置している。 声の市議会だよりは、「市議会だより」の発行（年間４回、改選年は５回）にあわせ、全文を音訳したデイジー版を発行しており、令和２年３月末現在、20人の利用者に送付し、閲覧用として市民図書館や社会福祉協議会に配置している。	A A	継続して利用されていることから、効果は高いと判断できる。 引き続き、本事業を継続するとともに、利用者からの要望にもできる限りの対応を行う。
10	市民図書館における点字図書・録音図書などの充実	視覚障害のある人が気軽に読書できる環境を整備するため、対面朗読の実施や大活字本の貸出、点字図書、録音図書、障害者用資料の充実などを図ります。	市民図書館管理課	一般の出版物を読むことができない方向けに、点字図書や図書をカセットテープに録音した録音図書（平成21年度から録音図書のＣＤ版であるデイジーの作成も開始）の貸出をしている。 点字図書蔵書数：76タイトル　80冊 録音図書（テープ）蔵書数：622タイトル　2,999巻 録音雑誌（テープ・デイジー）蔵書数：1タイトル　123巻・75枚 障害者用市販録音テープ蔵書数：258巻 デイジー図書（ＣＤ版）蔵書数：290タイトル　290枚 また、拡大読書器の設置、対面朗読、大活字本（15ポイント）の貸出など、視覚障害のある人に対し利用可能な各種のサービスも行っている。	B	障害のある人に対するサービスを充実するため、引き続き、障害者用資料の蔵書数を拡大するとともに、音訳者の講習等を行い技術の向上を図る。
11	誰もが利用しやすいホームページの作成	文字の拡大や色の変更、音声読み上げなどのウェブアクセシビリティの向上を支援する機能を今後も活用し、障害のある人に配慮したホームページの作成に努めます。	広報課	アクセシビリティをより高めるため、音声読み上げ機能、配色変更や文字サイズ変更、ルビ振り、色変更等の支援ツールを採用している。	B	引き続き、ウェブアクセシビリティの向上を支援する機能を活用し、利用しやすいホームページの作成に努める。
12	ガイドブックの作成・充実	障害のある人が受けられる支援や障害者手帳の所持により受けられる福祉サービスなどの情報をわかりやすく提供するため、引き続き、ガイドブックの掲載内容の充実を図ります。	障害福祉課	身体障害者手帳ガイド及び愛の手帳ガイドの構成の見直しを行い、より分かりやすく掲載したガイドブックを平成31年４月に発行した。あわせて精神障害に関する地域生活ガイドブックの編集協力を行った。	E	福祉ガイドブックの作成方法や掲載内容等も含め、引き続き検討が必要と思われる。

（３） 理解促進・広報啓発活動の充実

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
13	広報紙やホームページなどによる啓発活動	障害に関することや障害のある人への理解を推進するため、広報紙やホームページなどを活用し、継続的な啓発活動に努めます。	障害福祉課	「広報あきしま」においては「福祉・健康に関するページ」及びホームページにおいては福祉に関する情報を一元化した「健康・福祉」を設けており、分かりやすい情報の提供に努めた。	B	引き続き継続して実施し、分かりやすく情報を提供するとともに、緊急の事案に対しても迅速に広報できるよう努める。
14	各種イベントを通じての広報・啓発活動の充実	いきいき健康フェスティバルなど各種イベントを通じて、障害に関することや障害のある人に対する理解と認識を深めるため、啓発活動に努めます。	障害福祉課（介護福祉課）（健康課）	令和元年度においては、市主催のイベント等への福祉団体や障害者就労支援施設等の出店販売活動にとどまっている。	F	障害に関することや障害のある人に対する理解と認識を深める啓発活動の手法について、各種イベントでの活動に留まらず、ホームページ等の媒体も含め、有効的な手法について検討が必要と思われる。
15	人権擁護意識の普及・啓発	障害のある人を含むすべての個人の尊厳が守られる社会を目指すため、人権意識の普及・啓発に努めます。	秘書課	市内小学校における人権教室、人権の花授業、中学校生徒による人権作文コンテスト、市民ロビーでのパネル展、青少年フェスティバルでの啓発など、様々な活動を実施した。また、人権擁護委員による「人権身の上相談」を月１回実施している。	B	人権擁護委員と連携し引き続き人権意識の更なる普及啓発に努める。
16	障害者スポーツ普及・啓発	2020年の東京パラリンピックの開催を踏まえ、スポーツイベントにおいて、パラリンピック競技種目を体験する機会を提供するとともに、障害者スポーツの普及・啓発に努めます。	スポーツ振興課	スポーツ週間において、パラリンピック正式種目であるボッチャの体験会を開催。 また、多摩地区の市町村で合同開催されたボッチャ多摩カップへ選手派遣を行った。	B	ボッチャ多摩カップへの選手選考会を兼ねたボッチャ昭島カップ（仮）の開催並びに大会へ向けた体験会を開催予定であったが、新型コロナの影響のため次年度にて開催を予定している。

第 1 節 ともに支え合う共生のまち 2 権利擁護の推進

(1) 差別解消及び権利擁護の推進

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和 2 年度に向けての方向性や実施上の課題
17	地域福祉権利擁護事業	知的障害や精神障害があることにより、判断能力が十分あるとはいえない人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施している日常的な手続や金銭管理、重要書類の預かりを行う、地域福祉権利擁護事業の支援に努めます。	福祉総務課	社会福祉協議会内に地域福祉・後見支援センターあきしまを設置し、権利擁護等に関する相談等に応じ、福祉サービスの利用や日常金銭等に支援が必要な方を地域福祉権利擁護事業の利用に繋げた。 福祉サービス利用援助事業契約件数 73件	B	利用者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域福祉・後見支援センターあきしまを通じて本事業の実施を支援する。
18	成年後見制度の利用促進	判断能力が十分とはいえない障害のある人の地域生活を支援するため、成年後見制度の利用促進を図ります。	福祉総務課 (障害福祉課)	社会福祉協議会内に地域福祉・後見支援センターあきしまを設置し、関係機関との連絡会、後見制度に係る研修会等の実施、成年後見制度に関する相談や申立支援を行った。市長申立に関する事務は、福祉総務課において実施した。 関係機関連絡会 開催数 3回 後見人学習会 参加者数 21人	B	成年後見制度の利用が促進されるよう社会福祉協議会との連携を維持し、事業の実施を支援する。 市長申立が必要なケースについては、関係部署と連携し早急な審判に向け事務を進める。
19	障害者虐待防止センター事業	障害のある人の虐待に関する相談窓口となる障害者虐待防止センターを中心として、関係機関の連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待の防止、養護者に対する支援の取組を進めます。	障害福祉課	延べ受付・相談件数： 14件 養護者による障害者虐待： 7件 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待： 4件 使用者による障害者虐待： 3件 その他の相談件数： 0件	B	引き続き、障害者虐待防止センターと連携しながら適切な対応に努める。
20	市職員に対する障害者理解の周知・啓発	市職員に対して、障害に関することや障害のある人に対する正しい理解を深めるため、職員研修を実施し、職員対応マニュアルの徹底を図るなどにより、障害を理由とした差別のない対応に努めます。	職員課	市職員に対する障害者理解の周知・啓発を目的として、庁内研修を実施 ・【新規採用者対象】障害者差別解消研修 27名 ・【全職員対象】ユニバーサルマナー研修 30名	B	引き続き、障害福祉課と連携しながら、庁内研修を通じて、市職員に対する障害者理解の周知・啓発に努める。
21	選挙における配慮	障害のある人の投票参加を支援するため、引き続き、音声版の「選挙公報」を作成し、点字・代理投票制度や郵便投票制度を円滑に実施するとともに、各投票所では、ハード・ソフトの両面からバリアフリー対策を図ります。	選挙管理委員会事務局	昨年度に執行された2つの選挙については、左記内容はもちろんのこと、第2期日前投票所(市民交流センター)に車椅子を増設するなど、できる限りの対応は行った。 また、新たに増設された第3期日前投票所(イトーヨーカ堂)についても、エスカレーター及びエレベーターが完備されている施設となっている。	B	昨年度同様の対応を行ったうえで、エレベーターへの案内表記など細かいところではあるが、気づいた点について積極的に取り組んでいく。

第 1 節 ともに支え合う共生のまち 3 保健・医療サービスの充実

(1) 地域医療体制の推進

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和 2 年度に向けての方向性や実施上の課題
22	医療機関との連携	障害のある人の医療や看護について、医療機関との連携の更なる緊密化を図り、サービス提供体制の充実を図ります。また、こうした連携を活用し、障害者虐待の早期発見に努めます。	健康課	在宅医療の必要な児と保護者の暮らしを支える支援を充実させるため、医療機関と健康課の二者間の連携にとどまらず障害福祉課や地域の支援機関等複数にまたがり連携した。 長期療養児家庭に対する支援（家庭訪問：延べ10件・電話相談：延べ51件・面接相談：延べ1件・その他文書等の相談：3件・医療機関等連携：延べ40件）	AA	医療的ケア児とその保護者の地域での暮らしを支えるために必要な訪問診療、訪問看護、ヘルパー事業等が市内で増えるよう連携の中でサポート体制を築く。
23	障害者等歯科医療支援事業	障害のある人が、必要な歯科診療や治療が的確に受けられるように、昭島市歯科医師会と連携し、診療環境の充実を図ります。	健康課	昭島市歯科医師会に委託し、歯科医師による歯科医療サービスのコーディネートや必要に応じて訪問歯科診療等を実施している。 通院希望：4件 訪問診療希望：1件	B	引き続き、障害者等歯科医療支援事業の適切な利用が図れるよう対応を行う

(2) 医療費助成

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和 2 年度に向けての方向性や実施上の課題
24	自立支援医療（更生医療・育成医療）費給付事業	じん臓・心臓・肝臓機能などに重度で継続的な障害のある人を対象に、心身の障害を除去又は軽減するため、医療費の一部を助成します。【国制度】	障害福祉課	自立支援医療費助成の給付状況等 更生医療給付対象者数： 66人 育成医療給付対象者数： 1人	A	引き続き、更生医療、育成医療について、適切な医療費助成に努める。
25	自立支援医療（精神通院）の申請受付	精神疾患で通院している人を対象に、経済的負担を軽減するため、通院医療費の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課	自立支援医療費助成の給付状況等 受給者証所持者数： 2,050人	A	引き続き、精神通院の申請受理手続について、適切な事務手続に努める。

(2) 医療費助成

No	事業名	内容	担当課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
26	心身障害者医療費助成事業	心身障害のある人を対象に、保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課	心身障害者医療費助成の給付状況等 受給者証所持者数： 1,000人	A	引き続き、心身障害のある人を対象に申請受理手続について、適切な事務手続に努める。
27	難病医療費等助成制度などの申請受付	難病医療費等助成制度や小児慢性特定疾病医療費助成制度などの対象疾病にかかられた人を対象に、経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課	難病医療費等助成の給付状況等 難病医療費助成申請者数： 1,192人 小児慢性特定疾病医療費助成申請者数： 79人	A	引き続き、難病医療費助成等の申請受理手続について、適切な事務手続に努める。

第2節 子どもを健やかに育むまち 1 障害のある子どもへの支援

(1) 早期発見と保健相談支援

No	事業名	内容	担当課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
28	乳幼児健康診査	年齢や発達段階に応じた健康診査を行い、発達の遅れや疾病などを早期に発見し、適切な相談、治療や療育に結びつけます。	健康課	母子保健法に基づき、乳幼児の健全な育成を期すために実施する乳幼児健康診査事業 3～4か月児健診 受診者数：788人 受診率 96.1％ 1歳6か月児健診 受診者数：787人 受診率 91.3％ 3歳児健診 受診者数：819人 受診率 96.1％	A	引き続き、乳幼児の健全な育成を期すため、受診率の向上を図るとともに事業を実施する。
29	乳幼児発達健康診査	発達に重点をおいた乳幼児発達健康診査を実施し、運動・精神発達遅滞などが疑われる乳幼児を、早期に適切な治療や療育に結びつけることができるように努めます。	健康課	母子保健法に基づき、運動・精神発達遅滞などが疑われる乳幼児に対し、予約制で診察を実施するとともに保護者の抱えている不安等に対応し、適切な時期に療育機関へつないだ。 予約者数：117人 受診者数：111人（うち初診者数65人・再診者数46人） 初診者の有所見率：76.9％	A	早期に適切な治療や療育に結びつけるため、引き続き、発達に重点をおいた乳幼児発達健康診査を実施する。
30	心理相談事業（子ども相談事業）	運動・精神発達遅滞が疑われる乳幼児の保護者に対し、心理的なサポートや子どもへの対応について適切なアドバイスを行うため、心理相談員による個別相談を行います。	健康課	健診後のフォローや保健師による訪問や面談を通して心理相談員の見立てが必要であると判断した場合に個別相談を実施。乳幼児の精神発達の経過を観るとともに、子どもへの対応をアドバイスするなど保護者への心理的サポートを図った。 1歳6か月児相談事業 受診者数：31人 3歳児健康診査心理相談 受診者数：58人 3歳児経過観察健康診査心理相談 受診者数：260人（うち初診者数65人・再診者数195人）	AA	引き続き、適切な支援ができるよう事業を実施する。
31	保健相談・指導事業	障害の早期発見と早期療育を進めるため、保健相談・指導による支援に努めます。また、子どもの虐待が疑われる場合には、子ども家庭支援センターや児童相談所などと協力して子どもと保護者双方の支援を図ります。	健康課	子どもの発達を心配している保護者に対し、保健師による訪問や面談を通して保護者の精神的なサポートを行うとともに、発達課題のある子どもの心理フォローグループや専門相談、乳幼児発達健康診査、療育機関等へつなぐ等の支援を行った。 心理フォローグループ：こあら（1歳半～2歳半程度） 延べ264人 すくすく（2歳半～就園程度） 延べ199人	AA	支援の必要な家庭に対し、タイムリーに相談に応じるとともに、円滑にフォロー事業につなげる。また、フォロー事業の運営についても保護者のニーズや子どもの状況を考慮し、引き続き、適切な支援ができるよう事業を実施する。令和元年度、市の児童発達支援センターが開設されたため、子ども育成課とも連携を図っていく。
			子ども育成課	相談を受け付けた全ケースについて、家族状況や所属機関での様子等の聞き取り調査を行い、受理会議や支援会議において、ケースの問題点を明確にし、ケースワークを行っている。 受理会議開催回数： 66回 支援会議開催回数： 46回	AA	より専門性が高まっている中、引き続き、適切な支援ができるよう事業を実施する
32	保護者への支援	発達に課題のある子どもの保護者からの相談やカウンセリング体制の充実を図ります。また、療育機関などへつながった後も、保健師などによる相談支援などのサポートを継続して行います。	健康課	保健福祉センター内の児童発達支援機関（アキシマエンシス等）と連携を図る中で、通所児童の身体状況の確認や保護者からの相談などに応じている。 実施回数：3回 相談件数：56人	B	引き続き、児童発達支援実施機関（ひよこ教室等）との連携協力を継続し、保護者への支援を図る。

（１） 早期発見と保健相談支援

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
33	教育・保育施設等巡回相談事業	市内の教育・保育施設等や学童クラブにおける児童の身体的・精神的な発達に関する相談に対応するため、臨床心理士などの資格を有する相談員を派遣し、子どもの様子を観察するとともに、施設職員の適切な対応に関する助言を行います。	子ども育成課	児童発達支援への理解を深めるため、心身の発達に特別な配慮が必要と思われる児童への支援に携わる機関へ助言ができた。 〈教育・保育施設〉 延べ利用施設： H30 58施設 R1 62施設 延べ相談件数： H30 425件 R1 404件 〈学童クラブ〉 延べ相談件数： H30 306件 R1 269件	B	引き続き児童の発達についての理解を深めるため、事業を実施する。

（２） 療育支援

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
34	発達障害児の早期発見と支援	支援の必要がある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、乳幼児健康診査や乳幼児発達健康診査を活用し、医療機関などと連携した支援を行います。	健康課 (子ども育成課)	発達健診や心理相談により、保護者が児の発達課題を認識した段階で、療育につながること等を目的として医療機関を紹介した。 乳幼児発達健康診査から医療機関を紹介した件数：28件 心理相談事業より要精密となった件数：10件	A	引き続き、発達健康診査や心理相談より、保護者の心理的サポートを行い、発達障害児の早期発見および早期療育支援へのつなぎを行う。
35	児童発達支援	就学前の障害のある子どもを対象に、施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを行います。	障害福祉課	児童福祉法の規定により、調査結果に基づき支給決定を行っている。 延べ利用日数： 3,925日 延べ利用人数： 548人	A	第５期計画期間の見込量を考慮する中で、児童福祉法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
36	インクルーシブ教育・保育の推進	障害の有無にかかわらず、子ども達がともに学び、育ちあうことができるようインクルーシブ教育・保育の推進と拡充を図ります。	子ども子育て支援課	障害のある児童が入所している保育園状況 平成30年3月現在： 79人 20園 平成31年3月現在： 75人 22園 令和元年3月現在： 72人 19園	B	対象児童が増加傾向にあり、保育士の確保や財政措置が課題となっているが、国や東京都の動向を注視しながら、地域のなかでの育ちの支援に努める。
37	学齢期に向けての移行情報支援	障害のある子どもの保護者を対象に、障害の程度や特性、保護者の意向などを踏まえて適切な教育を受けることができるよう関係機関との連携による情報の提供を図ります。また、教育・保育施設と小学校との情報連携を進め、移行情報の適切な引き継ぎに努めます。	子ども子育て支援課 (健康課) (指導課)	幼保小連携推進協議会を通じ、幼稚園・保育園・小学校で相互の授業公開や、幼稚園・保育園と小学校の低学年教員との情報交換会を実施している。	B	引き続き、保育園・幼稚園・小学校との情報連携を図り、児童の移行情報支援に努める。
38	放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。	障害福祉課	児童福祉法の規定により、調査結果に基づき支給決定を行っている。 延べ利用日数： 25,542日 延べ利用人数： 2,087人	A	第５期計画期間の見込量を考慮する中で、児童福祉法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
39	学童クラブの充実	小学校就学中の障害のある子どもの学童クラブへの受入体制を確保し、待機児童をなくすように努めます。	子ども子育て支援課	令和元年度障害のある児童の待機児童はいない状況であった。 障害のある児童の入会者数 令和元年度 33人	A	21学童クラブにおいて、１学童クラブ当たり原則３人まで障害のある児童を受け入れており、引き続き、待機児童の解消に努める。
40	児童発達支援センターの整備	児童発達支援センターの整備を推進し、設置主体となる社会福祉法人と連携して、心身の発達に特別な配慮が必要と思われる児童（要配慮児童）の早期発見・早期支援、継続的支援に係るシステム構築を図ります。	子ども育成課	設置・運営する社会福祉法人と連絡調整を図る中で、令和２年１月に児童発達支援センター：子ども発達プラザ ホエールが開設された。	B	発達・教育総合相談窓口と児童発達支援センターが連携し、心身の発達に特別な配慮が必要とされる児童に関する支援が途切れないような仕組み作りを構築していく。

第２節 子どもを健やかに育むまち ２ 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

（１） 支援を必要とする児童・生徒への教育の推進

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
41	就学相談・就学指導の充実	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の適性な就学を支援します。将来の就労なども見据え、一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、障害の程度や特性に応じた就学相談・就学指導の充実に努めます。	指導課	就学相談について、令和元年度は137件の相談を実施し、小学校の児童29人及び中学校の生徒18人が特別支援学級又は特別支援学校に就学し学んでいる。	B	年末以降の申込みだと相談等が不十分な場合があり、園や学校を通じた周知活動に努めて、早めの申し込みを促す。 児童・生徒並びに保護者と丁寧な相談を実施することで一人一人に適した就学ができるよう努める。
42	特別支援教室の設置・充実	特別な支援を必要とする児童・生徒の成長と発達を最大限に伸長するため、特別支援教育の教育内容の充実を図り、特別な支援を必要とする児童・生徒などを対象とする特別支援教室の充実に努めます。	指導課	平成30年度までに市内全ての小学校に特別支援教室を開設した。以降は指導内容の充実等に努めた。	AA	令和３年度に中学校において特別支援室を開設するため、令和２年度に開設準備を行う。

（１） 支援を必要とする児童・生徒への教育の推進

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
43	特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、学習上又は教育上の困難を改善・克服するため、個別的教育支援計画を作成し、適切な教育や指導を行います。また、エリアネットワークを活用し、関係機関との連携を図り、研修・フォーラムなどを開催し、教員の人材育成を推進するとともに、市民や保護者への特別支援教育に関する理解・啓発の促進を図ります。	指導課	特別支援学級の教員を対象に研修や助言等を行い、教員の育成を図った。 市民等の特別支援教育への理解・啓発の促進のために、市民説明会を２回実施した（参加者224人。うち１回は子ども育成課と共催した）。 また、第二次昭島市特別支援教育推進計画（平成30年度から令和２年度まで）に基づき事業を推進した。	B	第二次昭島市特別支援教育推進計画に基づき事業等を推進していく。
44	居住地交流及び共同学習の推進	障害のある児童・生徒の社会性を育むため、学校行事などにより地域の人たちと交流を深めるとともに、通常の学級でともに学び理解を深める交流及び共同学習の推進を図ります。	指導課	学校公開日及び特別支援学級合同学習発表会等において、地域の人たちに普段の学習の成果を発表するなど、地域交流を実施した。 市内の特別支援学級に通う児童と通常の学区の学校との交流を推進する居住地交流も実施した。 居住地交流利用者 小学校 12人 中学校 7人	B	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は合同学習発表会を中止する。居住地交流については、引き続き推進を図る。
45	副籍制度の啓発・推進	特別支援学校に在籍する障害のある児童・生徒について、居住する地域とのつながりを維持・継続するため、居住する地域の小・中学校に副次的な籍を持つ副籍制度を活用し、地域における活発な交流を図ります。	指導課	特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住している地域の小中学校（地域指定校）で直接的、間接的に交流ができるよう支援している。また、副籍制度に加え、市内の特別支援学級に在籍する児童・生徒と地域指定校との交流を推進する居住地交流も実施した。 副籍制度利用者 小学校 30人 中学校 2人	B	副籍制度が目指す「共生地域の実現」に向け特別支援学校に在籍するすべての児童・生徒が居住する地域とのつながりを維持・継続できるよう努める。
46	職場体験学習の実施	特別支援学級に在籍する生徒の社会参加・自立への意欲を育成するため、キャリア教育の一環として、職場体験学習を通じて適切な進路選択ができるよう、進路指導の充実を図ります。	指導課	キャリア教育の一環として、中学校の特別支援教育実施校２校において、職場体験実習を実施した。 昭 和 中（２年生） ： 12人 多摩辺中（全学年） ： 16人	B	職場体験実習が実施できる事業所の拡大に努めるとともに、継続して実施する。
47	特別支援学級保護者会介護人派遣費助成事業	特別支援学級の保護者会を行う際に、在籍児童を安全に見守るため、介護人の派遣費用について助成します。	障害福祉課	市内の特別支援学級の保護者会開催時に、児童を介護するため介護人派遣費用として助成を行っている。 共成小(若草学級) ： 2人 田中小(ふたば学級) ： 5人	B	引き続き、継続して助成を実施する。

第３節 自分らしく暮らせるまち １ 暮らしを支えるサービスの充実

（１） 訪問系サービスの提供

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
48	居宅介護	障害のある人を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービスの提供を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：22,913時間 延べ利用人数： 2,095人	A	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
49	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度障害のある人を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービス及び外出時の移動介護サービスを行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：42,752時間 延べ利用人数： 245人	A	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
50	同行援護	移動に著しい困難のある視覚に障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や移動に必要な情報提供を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間：10,515時間 延べ利用人数： 426人	A	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
51	行動援護	行動面に著しい困難がある知的障害、精神障害のある人を対象に、危険回避のための援護や移動介護サービスを提供します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間： 3,312時間 延べ利用人数： 222人	A	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
52	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要度が著しく高い障害のある人を対象に、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用時間： 0時間 延べ利用人数： 0人	D	令和元年度の実績はなかったが、第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。

(2) 日中活動系サービスの提供

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
53	生活介護	常に介護を必要とする障害のある人に、通所により、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数： 39,832日 延べ利用人数： 2,024人	A	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
54	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障害のある人に対して、自立した生活を営むことができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練) 延べ利用日数： 2,311日 延べ利用人数： 110人	A	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
55	療養介護	医療と常時の介護が必要な障害のある人を対象に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数： 7,308日 延べ利用人数： 240人	A	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
56	短期入所	介護者が病気などで介護が困難になった場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などのサービスを提供します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数：福祉型 2,647日・医療型 746日 延べ利用人数： 559人 125人	A	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
57	地域活動支援センター事業 (地域生活支援事業)	主に精神障害のある人を対象に、創作活動、生産活動及び交流活動などができるオープンスペースを開設し、地域社会と交流できる機会を提供します。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 相談件数： 6,698件 オープンスペース 開設日数：253日 利用者数：1,356人 グループ活動 実施回数：232回 利用者： 699人	AA	第５期計画期間の見込量を考慮し、社会福祉法人に業務委託するなかで実施する。

(3) 居住系サービスの提供

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
58	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから地域で一人暮らしを始めた障害のある人を訪問し、生活に関する助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談に対応します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 延べ利用日数： 45日 延べ利用人数： 11人	A	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
59	共同生活援助（グループホーム）の利用支援	地域で共同生活を行うことに支障のない障害のある人を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(訓練等給付)事業 延べ利用日数： 35,098日 延べ利用人数： 1,246人	A	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
60	施設入所支援	施設に入所している障害のある人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談・助言などの日常生活上の支援を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(介護給付)事業 延べ利用日数： 24,619日 延べ利用人数： 837人	A	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
61	グループホーム家賃助成事業	グループホームを利用している障害のある人を対象に、入所しているグループホームの安定的な運営を図るため、家賃の助成を行います。	障害福祉課	東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に基づき、市の要綱を定め、グループホームの利用者に対して家賃の助成を行う。 助成者数： 34人	B	引き続き、都要領及び市要綱に基づき、グループホームの利用者に対して家賃の助成を行う。

（４） その他のサービスの提供

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
62	補装具給付事業	障害のある人の日常生活を容易にし、又は職業的な能力の向上を図るため、必要と認められる補装具の給付や修理を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付(補装具)事業 成人： 交付 124件・修理 109件 児童： 交付 67件・修理 26件	A	引き続き、障害者総合支援法に基づき、適切な給付に努める。
63	日常生活用具給付事業	障害のある人や難病患者等を対象に、日常生活における自立を支援するため、必要と認められる日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 給付件数： 2,461件	B	第５期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な給付に努める。 なお、令和2年度より日常生活用具の紙おむつについて、後天的な疾患が原因で排尿・排便機能障害のある方を新たに支給対象に加えることとした。
64	巡回入浴サービス事業	心身に重度の障害があり家庭での入浴が困難な人を対象に、身体の清潔保持と心身機能の維持などを図るため、自宅に入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 利用人数： 10人 延べ派遣回数： 702回	A A	第５期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な委託事業の実施に努める。
65	住宅設備改善費助成事業	在宅で重度の身体障害のある人を対象に、居住する家屋内に移動設備などを整備することにより日常生活の利便性の向上を図るため、住宅設備の改善費用を助成します。	障害福祉課	対象者に対して、中規模改修641,000円・屋内設備（機器本体979,000円・設置費353,000円）を上限として助成を行う。 中規模改修助成件数：0件 屋内設備助成件数：0件	D	令和元年度の実績はなかったが、引き続き市要綱に基づき、適切な助成を行う。
66	紙おむつ支給事業	心身に重度の障害があり常時紙おむつを必要とする在宅の人を対象に、家族の負担を軽減するため、紙おむつを支給します。	障害福祉課	平成14年度で廃止された、ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業における対象者であり、重度障害者で常時紙おむつを必要とする人に対して、紙おむつを支給する。 支給対象者数： 3人	A A	紙おむつの支給方法について、利用者の利便性が向上するよう検討するとともに、引き続き、紙おむつ支給事業の対象者に対して、紙おむつの支給を行う。
67	自立生活支援補助事業	地域における障害のある人が主体的で自立した生活を支援するため、障害当事者による相談（ピアサポート）事業を実施しているNPO法人を対象に、補助金を交付します。	障害福祉課	市内のNPO法人に補助金を交付するなかで、障害者自立生活プログラムサービスや情報提供などを行い、自らが主体性を持って生活できるようサポートに努める。 個別プログラム 延べ利用者数 135人 参加型サービス 延べ参加者数 10人（１回実施）	B	引き続き、現状の実施方法で事業を継続して行い、個別プログラムや自立生活プログラムなどにより、自立生活を希望する人などへのサポート活動に努める。

第３節 自分らしく暮らせるまち ２ 経済的支援の実施

（１） 障害年金・手当等の支給

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
68	障害年金制度の周知	障害年金制度について、年金事務所と連携を図る中で、受給対象となる人が適切に受給することができるように、周知・啓発に努めます。	保険年金課	障害年金に関するパンフレット等の設置とホームページへの掲載、並びに各種手帳発行時における障害年金リーフレットの配布と年金係窓口への案内による啓発	B	引き続き、制度の周知と啓発に努める。
69	特別障害者手当等支給事業 【国制度】	日常生活において常時介護を必要とする在宅生活の重度の障害のある人を対象に、特別障害者手当又は障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課	年4回（５月・８月・11月・２月）に3か月分の手当を支給 特別障害者手当 27,350円/月 延べ支給人数： 1,294人 障害児福祉手当 14,880円/月 延べ支給人数： 551人 経過福祉手当 14,880円/月 延べ支給人数： 48人 ※手当額は令和２年４月時点	A	引き続き、対象者に対して手当の支給を行う。
70	重度心身障害者手当支給事業 【都制度】	心身に特に重度の障害があることにより、常時複雑な介護を必要とする人を対象に、福祉の増進を図るため、重度心身障害者手当を支給します。	障害福祉課	申請受理、現況届や所得調査等を行う。 （手当は東京都より直接対象者に支給）	A	引き続き、対象者に対して適切な事務を行う。
71	特別児童扶養手当の申請受付 【国制度】	20歳未満の心身に重度の障害のある児童を監護又は養育している人を対象に、福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課	申請受理、現況届や所得調査、有効期限更新事務等を行う。 （手当は東京都より直接対象者に支給）	A	引き続き、対象者に対して適切な事務を行う。
72	児童育成手当（障害手当）の支給 【都制度】	20歳未満の心身に中程度以上の障害のある児童を扶養している人を対象に、福祉の増進を図るため、児童育成手当（障害手当）を支給します。	子ども子育て支援課	年3回（６月・10月・２月）に4か月分の手当を支給 15,500円/月 延べ支給人数：1,212人	A	引き続き、対象者に対して手当の支給を行う。
73	心身障害者福祉手当支給事業 【国・市制度】	心身に障害のある人を対象に、経済的、精神的負担の軽減を図るため、障害の程度に応じた心身障害者福祉手当を支給します。	障害福祉課	年3回（４月・８月・12月）に4か月分の手当を支給 都手当 15,500円/月 延べ支給人数： 12,428人 市手当 4,000円/月 延べ支給人数： 5,235人	A	引き続き、対象者に対して手当の支給を行う。
74	特殊疾病者福祉手当支給事業 【市制度】	治癒が著しく困難な疾病にかかっている人（難病医療費等助成対象者等）を対象に、医療費等の負担軽減を図るため、特殊疾病者福祉手当を支給します。	障害福祉課	年3回(6月・10月・２月)に4か月分、月額5,000円の手当を支給 延べ支給人数： 985人	A	引き続き、対象者に対して手当の支給を行う。

第3節 自分らしく暮らせるまち 3 雇用・就労の支援

(1) 雇用の促進と就労機会の拡大

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和2年度に向けての方向性や実施上の課題
75	障害者就労支援事業の実施	障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようにするため、関係機関との連携を図り、就労面と生活面の一体的支援を提供する障害者就労支援事業を継続して実施します。	障害福祉課	一般就労を希望する在宅の障害者及び福祉的就労に就いている障害者を対象に、NPO法人（障害者就労支援センター）と委託契約を締結して実施している。 新規就労者数：24人 職場定着支援数：3,433人	AA	引き続き、障害者就労支援センターに業務委託する中で、就労促進支援に努める。
76	障害者職場体験実習の実施	障害のある人の就労を支援するため、市役所において、特別支援学校高等部の生徒を対象に、職場体験実習を実施します。また、対象者の拡大や実施内容等について具体的に検討します。	障害福祉課	就労支援部会や特別支援学校と調整するなかで、青峰学園及びあきる野学園高等部2年生の計4名を2日間（令和元年7月24日・25日）受入れ、職場体験実習を実施した。	B	引き続き、青峰学園及びあきる野学園高等部の生徒へ職場体験実習を行うとともに、対象者を拡大することについて検討を行う。
77	市職員における障害のある人の雇用促進	市役所において、障害のある人の雇用の促進を図るため、受入体制や労働環境の整備に努めるとともに、障害者雇用率の遵守に努めます。	職員課	平成31年4月以降の法定雇用率（2.5％）の達成に努めた。 障害者雇用率 1.91％（令和元年6月1日現在）	C	引き続き、障害の種類を問わない採用試験の実施や多様な雇用形態による障害者雇用の促進により、法定雇用率の達成に努める。
78	障害のある人の雇用促進	障害者就労支援センターやハローワーク立川などの労働行政機関と連携を図り、障害のある人の雇用促進を企業に働きかけます。	産業活性課	労働行政機関などとの連携を図り、情報収集した。商工会を通じて企業に対し、障害のある人の雇用促進を啓発した。	C	商工会の会員企業の多くは小規模事業者であるが、引き続き関係機関と連携しながら、雇用促進の働きかけを行なっていく。
79	障害のある人の職域の拡大	障害のある人の雇用を促進するため、昭島市商工会や労働関係機関と連携し、市内事業所に対して、就労の場の創出と職域拡大に向けた啓発、理解の促進を図ります。	産業活性課	商工会や労働関係機関と連携を図り、情報収集した。商工会を通じて企業に対し、障害のある人の雇用促進を啓発すると同時に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のサイトの紹介を行った。	C	商工会の会員企業の多くは小規模事業者であるが、引き続き関係機関と連携しながら、就労の場の創出と職域拡大に向けた啓発、理解の促進を図っていく。

(2) 福祉的就労の充実

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和2年度に向けての方向性や実施上の課題
80	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練、求職活動に関する支援や就職後の職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付（訓練等給付）事業 延べ利用日数：3,476日 延べ利用人数：219人	A	第5期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
81	就労継続支援（A型・雇用型）	一般企業等への就労が困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づき、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付（訓練等給付）事業 A型 延べ利用日数：4,742日 延べ利用人数：248人	A	第5期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
82	就労継続支援（B型・非雇用型）	一般企業等への就労が困難な障害のある人に対して、継続的な生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付（訓練等給付）事業 B型 延べ利用日数：52,898日 延べ利用人数：3,445人	A	第5期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。
83	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労に移行した人が、就労環境等の変化により生活リズムの調整や家計の管理などに問題が生じた際に、必要な連絡調整や指導、助言等を行います。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく自立支援給付（訓練等給付）事業 延べ利用日数：118日 延べ利用人数：104人	A	第5期計画期間内の見込量を考慮する中で、障害者総合支援法及び事務処理要領等に基づき、適切な給付に努める。

(3) 工賃水準の向上

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和2年度に向けての方向性や実施上の課題
84	障害者就労施設等の自主製作品の展示・販売コーナーの設置	保健福祉センターの喫茶コーナーにおいて、引き続き、障害者就労施設等の自主製作品を常時展示・販売できるコーナーを設置し、障害者就労施設等の活動内容の周知や通所者の工賃向上を図ります。	福祉総務課	保健福祉センター（あいばっく）内の1階にある喫茶モンパルにおいて、福祉団体等が製作した作品の展示、販売等を行った。	B	引き続き、自主製作品の展示・販売を行い、障害者就労施設等での活動の周知に繋げる。

(3) 工賃水準の向上

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
85	就労者就労施設等の自主製品・食品などの販売促進	障害者就労施設等の自主製品や食品などの販売を促進するため、地域のイベントなどへの出店や参加機会の拡大を図ります。また、市内における障害者就労施設等のネットワークを活用し、市と事業所が連携を図る中で、共同販売会の実施や販路拡大に向けた取組を推進します。	障害福祉課	緑花フェスティバル、くじら祭り、産業祭りなど市のイベントなどに出店し、自主製作品や食品などの販売を行った。一方で工賃アップ部会においては、月１回程度の定例会議を開催しており、障害者就労施設間のネットワークを活用し、情報共有等に努めている。	B	引き続き、市のイベント等への出店案内や業務の問い合わせ等があった際の情報提供に努める。
86	障害者就労施設等への物品等の優先調達 の推進	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、物品の購入や業務の委託などの受注機会の拡大を図るとともに、施設が供給可能な物品や業務などの周知にも努めます。	障害福祉課 全課	庁内関係部署との連絡調整やホームページへの掲載を行って、優先調達の拡大に努めた。 調達件数： 16件 調達金額：16,228,413円（全て随意契約）	B	引き続き、市内の障害者就労施設等への発注業務の拡大に向け、庁内関係部署との調整に努める。

第3節 自分らしく暮らせるまち 4 社会参加の促進

(1) 社会参加の促進と生涯学習の推進

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
87	障害のある青年の交流事業	障害のある青年が、社会の中での生活力を身につけるため、障害のある青年が障害のない青年とともに活動し、交流を深める講座を年間を通して実施します。	市民会館・公民館	障害のある青年の交流講座を通年実施しており、創作活動や料理づくり、合宿、よさこいソーランなどを通し交流を深め、仲間づくりや社会での自立を行った。 開催数20回 参加者数29人 延べ参加者282人 ※3月の事業(2回)は中止	B	わずかであるが新規の若者の参加者は増えているものの、既存メンバーの高齢化が進んでおり、年齢制限を設けるかなどの課題がある。また、運営ボランティアが少ない状況も課題であるが、引き続き、継続して実施する。
88	文化活動支援	障害のある人も障害のない人も、誰もが参加できる趣味講座や成果発表・展示などを行い、文化活動への参加を促進します。	市民会館・公民館	市民文化祭や障害のある青年の交流事業と連携を図り、障害のある方も参加できる趣味講座や成果発表・展示などを実施し、文化活動への参加機会を提供している。	B	支援内容等を考慮し、引き続き、障害のある方への文化活動の支援に努めていく。
89	レクリエーション活動への参加支援	障害のある人のレクリエーション活動への参加について、関係各課の連携による支援が可能となるよう、実施体制の整備に努めます。	障害福祉課	市でレクリエーションを実施する際に、通所事業所及び地域活動支援センターにおいて参加を呼び掛けている。	F	平成29年度までは、あきしまチャレンジデーでの参加支援を行っていたが、開催を取りやめたため、現在では参加可能な事業がなく、今後引き続き他のレクリエーション活動について参加可能かどうか検討していく。
90	パラリンピック競技 種目体験事業	2020年の東京パラリンピックの開催に向け、様々なパラリンピック競技種目の体験を通して、障害のある人と障害のない人との相互交流を図るとともに、障害への理解を深めます。	市民会館・公民館	2020年のパラリンピックを契機に障害者スポーツを体験し、競技の魅力を知ってもらうとともに、障害について理解を深める。 開催数1回 参加者数15人	B	定員30名であったが、申込者が伸び悩んだ反面、少人数での体験ができ満足度は高かった。本事業は、令和元年度で一旦終了するが、障害者スポーツや障害に対しての理解を深めるには必要な事業であり、実施に向け検討していく。

(2) 意思疎通支援の充実

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
91	手話通訳者等派遣事業	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象に、コミュニケーションの支援を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 手話通訳者派遣回数： 238回 要約筆記者派遣回数： 6回	B	第5期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な委託事業の実施に努める。
92	手話通訳者養成事業	聴覚・言語機能などに障害のある人の意思疎通を支援するため、社会福祉協議会と連携を図る中で、養成講座を実施し、手話通訳者の拡充を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会	手話通訳者養成事業参加者数 上級クラス（35回）： 11人 応用クラス（30回）： 3人	C	27年度から全国統一試験の合格者がいなかったが、令和元年度に1名合格した。引き続き、適切な委託事業の実施に努める。
93	言語機能訓練事業	音声や言語機能に障害のある人を対象に、コミュニケーション機能の改善を図るため、言語聴覚士による指導や訓練、家族への助言などを行います。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 延べ利用者数： 215人	AA	言葉に障害のある人に対し、コミュニケーションの改善を図るため、引き続き、社会福祉法人に業務委託するなかで実施する。
94	中等度難聴児補聴器 購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児を対象に、補聴器を装用することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	障害福祉課	市要綱の規定に基づき、137,000円の範囲内(所得制限あり)で助成を行っている。 助成件数： 0件	D	令和元年度の実績はなかったが、引き続き、現行制度での助成を行う。

（３） 外出支援の推進

No	事業名	内 容	担当課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
95	心身障害者用自動車（くじら号）運行事業	心身の障害により常時車いすを使用しなければ移動することが困難な人を対象に、病院への通院や生活圏の拡大を図るため、車いすで乗車することができる障害者用自動車（くじら号）を運行します。	障害福祉課	心身障害者用自動車（くじら号）を２台、運行業務委託をするなかで実施した。また、平成28年12月より運行時間を午前８時～午後６時までに拡大（午前30分・午後１時間）するとともに、利用目的も病院への入院・退院も利用可能としている。 延べ利用者数： 793人	B	引き続き、利用者が安心して利用できる運行に努める。
96	移送サービス補助事業	公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に行う福祉有償移送サービス事業の実施するNPO法人に対し、補助金を交付するとともに、事業の登録申請の支援を行います。	障害福祉課 （福祉総務課）	利用者が安心して利用できる福祉有償運送サービス事業(高齢者・障害者移送サービス)を維持している。 利用（実）人数： 11人 派遣件数： 181件	B	引き続き、利用者が安心して利用できる福祉有償運送サービス事業(高齢者・障害者移送サービス)を維持するよう努める。
97	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	重度の脳性麻痺者を対象に、生活圏の拡大を図るため、介護人派遣費用を助成します。	障害福祉課	20歳以上の重度の脳性麻痺者で、独立して屋外活動を行うことが困難な者に対して介護人の派遣を行う。 介護人派遣者数： 1人	B	平成24年度以降、利用実績がない状況であったが、令和元年度に1名の介護人派遣利用があった。引き続き、より多くの対象者が利用することができるように努める。
98	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出時の支援を行うため、ガイドヘルパーを派遣します。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 延べ利用者数： 995人 延べ派遣時間： 11,101時間	B	第５期計画期間内の見込量を考慮する中で、適切な給付に努める。また、移動支援ヘルパーが不足していることから、移動支援従事者養成研修を行う一方、移動支援事業の単価を段階的に引き上げることとした。
99	タクシー利用費助成事業	電車やバスなどの交通機関の利用が困難な重度の障害のある人を対象に、生活圏の拡大を図るため、タクシー利用費用の一部を助成します。	障害福祉課	1人年間20,000円（前期・後期とも10,000円が上限）を限度として、対象者に現金（口座振込）で給付する。 登録者数： 1,057人 延べ受給者数： 922人	B	引き続き、心身に障害のある方の経済的負担を軽減するため、現金（口座振込）方式により給付する。
100	自動車等ガソリン費助成事業	重度の障害のある人を対象に、日常生活のために所有する自動車の運行に係るガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 （30ℓ/月（ガソリン56円/ℓ、軽油33円/ℓ）を上限として、年４回（３月単位）、対象者に対して現金（口座振込）で給付） 登録者数： 760人 延べ受給者数： 2,108人	B	引き続き、心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、現金（口座振込）方式により給付する。
101	自動車運転免許取得費助成事業	身体・知的障害のある人を対象に、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 （１件/123,600円～164,800円の範囲内で助成） 助成件数： 2件	AA	引き続き第５期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な給付に努める。
102	自動車改造費助成事業	重度の身体障害のある人を対象に、就労などのため自動車を購入する際に必要となる改造費用の一部を助成します。	障害福祉課	区市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な事業を計画的に実施する地域生活支援事業 （１件/133,900円を上限として助成） 助成件数： 0件	D	令和元年度の実績はなかったが、第５期計画期間の見込量を考慮する中で、適切な給付に努める。
103	都営交通無料乗車券の発行	都内に居住する障害のある人や戦傷病者の人を対象に、都営交通の無料乗車券を発行します。	障害福祉課	東京都交通局発行の都営交通無料乗車券について、３か所の窓口（市役所・保健福祉センター・東部出張所）において発行手続を行う。 発行件数： 229件	A	引き続き、対象者に対して、３か所の窓口において発行手続を行う。
104	心身障害者民営バス割引証の交付	障害のある人を対象に、民営バスの普通乗車券又は定期乗車券の割引証を交付します。	障害福祉課	東京都福祉保健局発行の民営バス割引証について、対象者に対して、市役所で交付している。 交付枚数： 40枚	A	引き続き、対象者に対して、市役所において交付を行う。

第４節 安全・安心に暮らせるまち １ 安全・安心体制の確保

（１） 安全・安心体制の確保

No	事業名	内 容	担当課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
105	緊急通報システム制度の活用	単身世帯で在宅の重度の障害のある人を対象に、病気や事故などの緊急時に対応するため、消防署に通報する機器を設置する緊急通報システムなどを活用します。	障害福祉課	令和元年度の設置者は2人で、保守点検等も行っていたが、入院等に伴い撤去となり、元年度末時点では設置者がいない状況となっている。今後引き続き、制度について広報・周知に努める。 設置者数： 0人	B	引き続き、制度について広報・周知に努める。

（１） 安全・安心体制の確保

No	事業名	内 容	担当課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
106	ヘルプカード・ヘルプマークの普及・啓発	援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするための「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」について、普及・啓発に努めます。	障害福祉課	ヘルプカード・ヘルプマークについて、３か所の窓口（市役所・保健福祉センター・東部出張所）や相談支援業務等を委託している事業所において配布を行うとともに、市広報（令和元年12月１日号）やホームページに掲載し、普及・啓発に努めている。	B	引き続き、広報やホームページなどにより制度の周知に努める。
107	昭島市携帯メール情報サービスの登録推進	災害発生時に避難勧告などの防災情報をすばやく正確に入手することができるようにするため、昭島市携帯メール情報サービスへの登録を推進します。	防災課	ハザードマップやホームページ、広報あきしまへサービスの周知、登録方法などを記載、また、各防災訓練などで市民に対しPRを実施し、登録の推進を図った。なお、令和元年度末までの登録者数は9,401件となっている。	C	ホームページや広報などにより登録の推進を図るとともに、関係部署においても機会をとらえる中で、登録推進PRに努める。

（２） 防災対策の推進

No	事業名	内 容	担当課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
108	学校避難所支援体制の整備	災害時の一次避難所となる学校避難所の運営について、学校避難所運営委員会（自治会、学校、民生委員、PTAなど）を組織し、障害のある人にも配慮した、避難所運営や支援体制の検証を進めます。	防災課 庶務課	令和元年度の各学校避難所運営委員会のうち、６校の避難所運営委員会において、障害者団体から委員会に参加し、障害のある人にも配慮した避難所運営の在り方等を検討した。	C	各学校避難所運営委員会に障害者団体からの参加を図り、障害のある人にも配慮した、避難所運営や支援体制の検証を行う。
109	避難支援プラン・避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）に基づき、これまで運用してきた「災害時要援護者登録制度」に代わるものとして、災害時に自ら避難することが困難な人で、避難に関し特に支援を必要とする方を登録する「避難行動要支援者名簿」の作成を進めます。	防災課 福祉総務課	（防災課） 「避難行動要支援者名簿」を昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署に提供し、覚書を取り交わした。 （福祉総務課） 災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成した。また、避難行動要支援者へ対し避難支援等関係者への情報提供について同意確認書を送付して、情報提供に関する意思確認を実施した。	B	（防災課） 「避難行動要支援者名簿」を自治連に加入していない自主防災組織に提供し、覚書を取り交わす。 （福祉総務課） 避難行動要支援者の個別支援計画の策定や避難支援体制の強化に向けた検討を進める。
110	避難行動要支援者支援体制の整備	「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害時の避難支援や、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命や身体を災害などから適切に保護するための取組について、検討を進めます。	防災課 福祉総務課	（福祉総務課） 避難支援等関係者である昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署、昭島社会福祉協議会及び民生委員・児童委員に対して名簿を提供した。また、新たに一部の自治会との間で名簿情報の提供に関する覚書を締結し、避難行動要支援者支援体制を整備した。	B	（防災課） 「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害時等における情報伝達手段の拡充を図る。 （福祉総務課） 避難支援等関係者に参加していない自治会、自主防災組織や昭島市関係機関に対して新たに避難支援等関係者となっていただくよう継続して協議・調整する。

第４節 安全・安心に暮らせるまち ２ 地域福祉の推進

（１） バリアフリー化の促進

No	事業名	内 容	担当課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
111	バリアフリー推進計画の策定	昭島市地域福祉計画の策定に併せ、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する市の基本的な考え方を位置付け、福祉のまちづくりの推進を図ります。	福祉総務課	バリアフリー（ユニバーサルデザイン）基本方針を含む地域福祉計画を平成31年３月に策定し、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する市の基本的な考え方を定めた。	B	引き続き、更なるバリアフリー化推進の検討を進める。

（２） 福祉人材の育成と地域との連携

No	事業名	内 容	担当課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
112	福祉・ボランティア教育の推進	小・中学校の教育課程に位置づけるとともに、障害者福祉施設での福祉体験などを促進し、福祉への理解を深めることを目的とした福祉・ボランティア教育を推進します。	指導課	総合的な学習の時間の中で、福祉・ボランティア体験などを実施している。	B	今後も継続して福祉・ボランティア教育の推進を図る。

（２） 福祉人材の育成と地域との連携

No	事業名	内 容	担 当 課	令和元年度実績又は令和元年度までの実績	実施状況・評価 (AA～F)	令和２年度に向けての方向性や実施上の課題
113	ボランティア活動の推進	ボランティアセンター（社会福祉協議会）が行うボランティア団体の活動情報の提供や、ボランティア活動に関する講座、団体間相互の交流事業などを支援し、ボランティアの育成及び活動の推進を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会	昭島市社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティア団体の活動支援や、体験講座等を通じてボランティアの育成及び活動の推進を行った。 手話講習会（初級・中級各30回）、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練（1回）、夏休みボランティア活動（1回）、ボランティアフェスティバル（1回）	B	引き続き、ボランティア活動の推進を図るため、ボランティアセンターにおける調整・活動支援・体験学習の機会設定等を実施する。
114	移動支援従事者養成研修の実施	移動支援事業のガイドヘルパーが不足している状況を踏まえ、ガイドヘルパー養成研修を実施し、人材の確保に努めます。	障害福祉課	令和元年度実施状況 実施期間：令和元年10月19日から令和元年12月８日まで 受講者　：19名 修了者　：19名	A	引き続きガイドヘルパー養成事業を実施して、人材の確保に努める。